

勤労者生活資金融資

問い合わせ先：商業観光課 商業振興係 TEL 40-2318 (直通)

藤岡市勤労者生活資金融資概要

1. 制度の目的

市内に居住する勤労者の生活に必要な資金を融資することにより、勤労者の福祉の向上と生活の安定に寄与することを目的とする。

2. 融資の対象

市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上勤務を有する勤労者であって、資金の償還が確実と認められる者で藤岡市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)に基づく藤岡市の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条に規定する排除対象者に該当しないものとする。

3. 融資の条件

融資限度額	1世帯当たり150万円とする。
資金使途	医療費・冠婚葬祭費・教育費・交通事故処理費・災害復旧費・耐久消費財購入費・その他生活関連費用
融資期間	5年以内
返済方法	元利均等月賦償還又は半年賦併用月賦償還
融資利率	金融機関と市長の協議により決定
保証人	金融機関が定めるところによる
担保	金融機関が定めるところによる
その他留意点	藤岡市勤労者生活資金融資取扱手引き参照
申込方法	直接取引金融機関とする。

藤岡市勤労者生活資金融資取扱手引き

1 対象者

市内に1年以上居住し、かつ、同一事業所に1年以上勤務を有する勤労者であって、資金の償還が確実に認められる者で藤岡市暴力団排除条例(平成24年条例第23号)に基づく藤岡市の事務事業からの暴力団排除に関する合意書第3条に規定する排除対象者に該当しないもの。

※「勤労者」とは、事業所に勤務し、使用者からの賃金の支払いを受ける者をいう。

2 融資限度額

1世帯当たり150万円とする。ただし、完済後は、再融資を行うことができる。

3 資金使途

- ア 医療費
- イ 冠婚葬祭費
- ウ 教育費
- エ 交通事故処理費
- オ 災害復旧費
- カ 耐久消費財購入費
- キ その他生活関連費用で市長が必要と認めるもの

4 融資利率

前年度末までに金融機関と協議し告示する。

5 融資期間

5年以内とする。

6 返済方法

元利均等月賦償還又は半年賦併用月賦償還とする。

7 担保及び保証人

金融機関の定めるところとする。

※信用保証

(一般社団法人) 日本労働者信用基金協会の保証が必要である。

8 取扱金融機関

中央労働金庫藤岡支店とする。

9 預託

(1) 新規

当該年度当初に、当該融資制度の目的を達成するため、予算の範囲内において当該金融機関に対し資金を無利子で当該年度末まで預託するものとする。

また、預託を受けた金融機関は、預託金を基金としてその3倍以上の融資枠を設けるものとする。

(2) 継続

当該金融機関において、当該融資の償還が終了するまで。いいかえれば、融資残高があるうちは、当該金融機関から「継続貸付申請書」を受けた後、予算の範囲内において当該年度平均融資残額(延滞額を除く)の3分の1以内を限度として、当該金融機関に対し資金を無利子で当該年度末まで一括して預託するものとする。

取 扱 い 手 続 き

- ◎ 融資申請の手続き
金融機関の定める手続きにより、当該金融機関へ提出。
- ◎ 審査決定の手続き
金融機関は融資条件を審査し、融資を決定する。（市長との協議が必要とするものもある。）
- ◎ 新規預託の手続き
 - ① 契約書2部（金融機関→市）
 - ② 請求書（金融機関→市）
 - ③ 預金証書等（金融機関→市）
 - 期 間 . . . 預託契約日～当該年度末
 - 利 子 . . . 無利子

※ 当該金融機関は、預託金を基金としてその3倍以上の融資枠を設けるものとする。
- ◎ 融資実行後の手続き
 - 1. 融資報告関係（金融機関→市）
融資実績報告書（10月・3月）
 - 2. 継続預託関係（金融機関→市）
 - ① 継続預託申請書
 - ② 契約書2部
 - ③ 請求書
 - ④ 預金証書等
 - 期 間 . . . 当該年度当初～当該年度末
 - 利 子 . . . 無利子

※ 算定式：当該年度平均融資残高を協調倍率（3倍）で除した額
 - 3. 変更関係
償還計画変更報告書
※償還計画の変更並びに繰上償還の場合

様式第1号

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

所在地
金融機関名
(本店又は支店)
代表者名

印

藤岡市勤労者生活資金融資実績報告書

下記のとおり融資をしたので報告いたします。

記

住 所	氏 名	融資金額	融 資 日 年 月 日	償還期限	資金使途
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			
			

(注) 資金使途については、1 医療費 2 冠婚葬祭費 3 教育費 4 交通事故処理費 5 災害復旧費 6 耐久消費財購入費 7 その他の資金 の該当番号を記入すること。

年 月 日

(あて先) 藤岡市長

所在地
金融機関名
(本店又は支店)
代表者名

印

藤岡市勤労者生活資金融資償還計画変更報告書

下記債務者に対する融資償還計画に変更がありましたので報告いたします。

融資年月日	融資先住所・名称	変更内容	理由

- 注 1 変更内容については、変更された事項について簡潔に記入する。
2 繰上償還の場合には、償還された金額と返済された年月日を必ず記入する。
3 融資償還表の内容変更、例えば融資期間、返済条件等の変更の場合は、変更後の計画に基づく融資償還表を添付してください。

(あて先) 藤岡市長

所在地
金融機関名
(本店又は支店)
代表者名

印

藤岡市勤労者生活資金融資継続預託申請書

下記のとおり資金の貸付を受けたいので申請します。

記

融 資 先 住 所 融 資 先 氏 名	融 資 年 月 日	年度当初融資残高	申 請 額	発 生 年 月 日
	融 資 期 間 (年月日～年月日)	年度末融資残高 年度平均融資残高		延 滞 額
計 又は 総計 (件数 件)		円 円 円	円	円

注 年度平均融資残高 : (年度当初融資残高 + 年度末融資残高) × 1/2
 申 請 額 : 年度平均融資残高 × 1/3 [1,000円未満切り捨て]

印紙
200円

契 約 書

藤岡市（以下「甲」という。）は藤岡市勤労者生活資金融資条例（以下「条例」という。）に基づき、藤岡市財政資金を貸付け、
（以下「乙」という。）がその借入れを行うに当たり、甲と乙の間に次の契約をする。

第1条 甲は乙に対し、条例に基づき 年度分預託金として 年 月 日、金
円を貸付け、乙はこれを借り受けるものとする。

第2条 甲の貸付期間は、 年 月 日までとする。

2 乙は、甲の都合により、借入金の全部または一部について償還を求められても異存ないものとする。

第3条 甲の貸付金に係る利子は無利子とする。

第4条 乙は、この借入れに係る元金を、甲の発行する納付書により、指定された期日までに指定された場所に納付するものとする。

第5条 本契約に伴って、乙は、甲の指定する証書等を甲に差し入れるものとする。

第6条 乙は、この資金の運用について条例及び規則に基づいて発せられた、甲の指示に基づいて行わなければならないものとする。

第7条 乙は、この借入れについての一切の責任をもち、借入れ中に生じた損失については、理由の如何を問わず甲に弁償するものとする。

第8条 この契約に定められた事項について変更の必要が生じたときは、甲及び乙はその都度協議するものとする。

以上の契約の証として、本契約書2通を作成し、甲及び乙は各々その1通を保有する。

年 月 日

甲 藤岡市中栗須327番地
藤岡市長 印

乙
印

請 求 書

金 額									円
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	---

ただし 勤労者生活資金預託金 (継続)

上記のとおり請求します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

下記の預金口座へ振込んで下さい。

金 融	銀行	普通預金	請求書	
	金庫	支店 当座預金		
	組合	支所 別段預金		
機関名	農協	No.	番 号	

藤 岡 市 長 様

年 月 日

様

藤岡市長

年度勤労者生活資金に係わる預託金の返還について

勤労者生活資金に係わる 年度預託金を、下記のとおり返還下さるよう
通知いたします。

記

- 返還金額 金 円
- 振込口座 金融機関 しののめ信用金庫 藤岡市役所出張所
種 別 普通預金
口座番号 001686
口座名義 藤岡市会計管理者
- 振込期日 年 3月31日 () 午前10時まで (厳守)